

# 学校いじめ防止基本方針

阿南市立岩脇小学校

## I 目的

本方針は、岩脇小学校の全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、心身ともに健やかに成長することをめざし、特に「いじめ問題を根絶」することを目的に策定する。

## II いじめの防止等に対する基本的な考え方

教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在を認めるとともに他人の存在も認め、お互いの人格を尊重しあえる態度を育成する。

『学校いじめ対策組織』を設置し、次の三つの観点において、具体的実施計画をたて、本方針の見直しまでを含めてPDCAサイクルによる実効性をもつ取組を行う。

### 1 いじめの防止（未然防止のための取組）

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

### 2 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て等）

ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適切にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### 3 いじめに対する措置（発見したいじめへの速やかな対処）

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## III 学校いじめ対策組織の設置

### 1 校内に『学校いじめ対策組織』を設置する。

2 メンバーは管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

### 3 『学校いじめ対策組織』は、次の業務を行う。

① 未然防止の取組の計画作成・実行・検証・修正を行う。

② いじめ対応の窓口となり、報告を受ける。

③ いじめの疑いに係る情報の収集・記録、共有を行う。

④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

## IV いじめの定義とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## V 3観点の基本

- 1 未然防止の基本** … 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり

### (1) 教師に求められること

- ① 児童が規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりをおこなう。
- ② 「いじめがいけないこと」「何がいじめか」についてを、発達段階に応じて、道徳や学級活動等の時間に指導する。
- ③ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、コミュニケーション能力を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を育成する。
- ④ 一人ひとりを大切にしたいわかる授業を実現するための教材研究と授業改善に向けて不断に取り組む。
- ⑤ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取る組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑦児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑧「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

## (2) 主に児童に育むこと

- ① 規律やルールが守られ、安心して授業に主体的に参加し活躍できる。
- ② きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもつことができる。
- ③ 運動や読書など興味のあることに取り組んだり、誰かに相談したりして、ストレスと向き合い、また、発散することができる。
- ④ 他の児童や大人とかかわり合いを通して、自ら人とかかわることの喜びや大切さに気づくことができる
- ⑤ 他人から認められているという自己有用感を獲得することができる。
- ⑥ 児童会活動などにおいて、児童自身が主体的にいじめ問題に取り組むことができる。

## (3) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 2 早期発見の基本

… 児童の些細な変化に気づくこと。気づいた情報の速やかな共有と対応。全職員で問題傾向を有する児童についての情報交換、共通理解を行う。

- (1) 各学期の始業式等において、すべての児童や保護者に対して、学校はいじめを絶対に許さないことや、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月，10月，2月）に実施することに加え、「個人懇談」，「わかあゆ日記」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については『学校いじめ対策組織』において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、養護教諭，特別支援教育コーディネーター等との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い，けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

- (5) 児童への声かけをたえず行い、児童の言葉づかいや態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて、教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、状況や必要に応じ、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友達等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに阿南市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- (9) いじめ情報を5W1Hで押さえる視点を持ち、確実に教職員間で共有する。

誰が、誰に	who
いつ（いつ頃から？続いているのか？どんな時に？）	when
どこで（どんな場面で）	where
どんなきっかけで	why
どないじめ	what
どのようにして	how

- (10) 暴力的行為や暴力を伴ういじめは、速やかに止めることを最優先とする。

### 3 発見後の対応の基本

…情報に基づいて速やかに対応する。『いじめ対策委員会』が解決まで責任をもつ。

#### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、速やかに管理職に報告する。
- ② 校長は、情報を基に、必要と判断した場合『学校いじめ対策組織』を招集する。
- ③ 『学校いじめ対策組織』において、問題を軽視することなく、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、いじめとして対応すべきか否かを判断し、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ④ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ⑤ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人ひとりの役割分担を明確化し、組織的に対応する。（・被害児童のケア ・加害児童の指導 ・保護者への説明と協力の依頼等 ・周囲の児童の指導）
- ⑥ 保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

#### (2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### **(3) いじめた児童への指導と保護者への助言**

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

### **(4) 他の児童への指導**

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### **(5) 教育委員会等への報告と連携**

- ① 重大な事態（児童の心の傷が大きい、いじめが悪質である、生命や安全が脅かされている、指導をしてもくり返され改善しない等）と判断した場合は、学校長が速やかに阿南市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

### **(6) 関係機関への相談・通報**

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

### **(7) いじめの解消状態**

少なくとも、次の二項目が満たされていること、ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

## VI 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修をおこなう。

## VII 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ、学校が調査主体となるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## VIII 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCA サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## IX 年間計画（いじめ防止プログラム）

### 年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことで、いじめの早期発見を図る。
- ・学習指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

### 年間計画

※次項に掲載

	内 容	対 象 者	担 当
4 月	学校基本方針の共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 個人面談 家庭訪問 PTA 総会	教職員 教職員・児童・保護者 児童 児童・保護者 保護者	校長 生徒指導主任 担任 担任 教頭
5 月	校内研修（児童理解） 若あゆ班結団式	教職員 児童	生徒指導主任 集会委員会・教務主任
6 月	運動会 アンケート調査・分析（各学年） 『学校いじめ対策組織』定期開催	児童 児童 教職員	体育主任 担任・生徒指導主任 校長
7 月	1 学期前半取組点検評価・改善 個人懇談	教職員 保護者	校長 担任
8 月	こどもフェスティバル 市小教研（生徒指導）	児童・保護者・教職員 教職員	教職員（地域環境部員） 市生徒指導主任会
9 月	修学旅行〔6年〕 遠足〔1年～5年〕	6年児童 1年～5年児童	6年担任 1年～5年教職員
10 月	アンケート調査・分析（各学年） 『学校いじめ対策組織』定期開催 市陸上記録会 市音楽会〔4・5年〕 牟岐少年自然の家宿泊学習〔5年〕	児童 教職員 対象児童 4・5年児童 5年児童	担任・生徒指導主任 校長 体育主任 音楽主任 5年担任
11 月	授業参観（人権） 人権フェスティバル	児童・保護者 児童・保護者	担任・人権教育主事 人権教育主事
12 月	2 学期前半取組点検評価・改善 なかよし集会 岩小フェスティバル 個人懇談	教職員 児童 児童・保護者 保護者	校長 集会委員会 担任 担任
1 月	校内研修（児童理解）	教職員	生徒指導主任
2 月	アンケート調査・分析（各学年） 『学校いじめ対策組織』定期開催	児童 教職員	担任・生徒指導主任 校長
3 月	1 年間の取組点検評価・改善・次 年度の計画	教職員	校長

# X 校内指導体制（いじめ対応の手順）

